

## 川島町農業委員会 11月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和3年11月25日(木) 午後1時30分～午後3時10分
- 2 開催場所 川島町役場2階 大会議室
- 3 議長名 利根川 洋治
- 4 出席人数 19名(農地利用最適化推進委員9名を含む)

会長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 7番 小久保 彰

### 農業委員

1番 道祖土 美登	2番 遠山 いづみ
3番 神田 利基	5番 高橋 善隆
6番 吉田 利政	8番 松本 智
9番 小高 春雄	10番 稲毛 茂作

### 農地利用最適化推進委員

中山地区	木村 悟
伊草地区	小峯 勇
三保谷地区	鈴木 健
出丸地区	荻田 芳信
八ツ保地区	宮下 秀一
小見野地区	横川 公久
	山崎 清
	木村 圭夫
	箕輪 弘

### 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報告

(1) 報告第1 専決事項の報告について

### 第5 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件

議案第3号 農地法第5条1項の規定による許可申請承認の件

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定承認の件

## 第6 その他

### 6 農業委員会事務局職員

事務局長 伊原 郷史

事務局次長 滝瀬 一也

事務局員 書記 大澤 昭恵

### 7 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員10名、農地利用最適化推進委員9名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言する。
議長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (6番 吉田委員、7番 小久保委員を指名する。)
議長	日程第2 「会期の決定について」 会議規則第8条の規定により、委員の決議で定める。 (会期を1日とすることについて意見を求めたが、意見が出なかつたことから1日とする。)
議長	日程第3 「諸般の報告について」 新型コロナウイルス感染拡大防止のために、各会議や研修等は中止となっているため、報告は特になし
議長	日程第4 「報告」 報告第1 専決事項の報告について 報告事項について事務局に朗読・説明を求める。
事務局	農地転用の届出について報告を行う。

	農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出 3件
議長	報告のあった案件について、意見等がある場合は挙手を求める。
稻毛委員	専決事項に書かれている局長とは誰のことか。
事務局	事務局長になります。
	質疑を締切り、次の議案に移る。
	日程第5 議案
議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」について事務局の朗読・説明を求める。
事務局	2件の申請について、申請地・譲受人の耕作状況・申請理由・担当委員の順で説明を行う。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。 番号1について、8番 松本委員を指名する。 番号2について、7番 小久保委員を指名する。
松本委員	番号1の申請について、譲受人の耕作状況等を説明する。
小久保委員	番号2の申請について、譲受人の耕作状況等を説明する。
議長	説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。
山崎委員	番号1の申請は、2か月前に出入口の申請があったということだが県知事案件になる。許可は出ているのか。
事務局	2か月前に農地として譲り受け、農業委員会で許可を出している。

山崎委員	市町村外の取得の場合は県知事の許可になるのではないか。
事務局	現在は市町村許可になっています。
議長	質疑を締切り、次の議案に移る。
事務局	議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」について事務局の朗読・説明を求める。
議長	1件の申請について、申請地・申請人・申請理由・担当委員の順で議案を読み上げ、番号1について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。
松本委員	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。 番号1について、8番 松本委員を指名する。
議長	番号1について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。
木村委員	説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。
事務局	申請人の住所は正しいのか。
議長	全部事項証明書に合わせました。
議長	質疑を締切り、次の議案に移る。
事務局	議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」について事務局の朗読・説明を求める。
事務局	2件の申請について、申請地・申請人・申請理由・担当委員の順で

	議案を読み上げ、申請書の計画図を提示して、事業計画を説明する。
高橋委員	番号1について、5番 高橋委員を指名する。
木村悟委員	番号2について、農地利用最適化推進委員 木村悟委員を指名する。
議長	番号1について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。
萩田委員	番号2について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。
事務局	報告のあった案件について、意見等がある場合は挙手を求める。
荻田	番号1について、産業廃棄物の許可業者になると思われるが収集のみになるのか。
事務局	収集のみになります。
荻田委員	洗車等は行うことはあるのか。
事務局	洗車はしないと伺っています。
荻田委員	本社等の車は来ていると思うが、近隣の苦情はあるか。
事務局	近隣でのトラブルはないと伺っています。
議長	質疑を締切り、次の議案に移る。
議長	議案第4号「農地利用集積計画（案）の決定承認の件」について事務局の朗読・説明を求める。
事務局	朗読・説明を行う。

議長	説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。
山崎委員	半年だけの新規があるがどういうことか。
事務局	6月1日から農地中間管理事業を行うための準備段階になり、通常の利用権を結んでいる案件です。その後、農地中間管理事業での管理の対応になります。
議長	質疑を締切り、次の議案に移る。
議長	日程第6「その他」について事務局から説明を求める。
事務局	<p>日程第6「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①川島町ごみ処理施設視察会について</li> <li>②耕作放棄地の草刈りの対応について</li> <li>③配布物の確認について</li> </ul>
議長	(上程した案件は、採決を残しすべて議了した報告を行い、一度休会とする。)
議長	<p>(午後2時40分より)</p> <p>再開の宣言を行い、全ての案件について質問がある場合は挙手を求める。</p> <p>(挙手が無いことから、質疑を終結して採決に入る。)</p>
	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」</p> <p>番号1の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。</p>

賛成10人 反対0人

番号2の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成10人 反対0人

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1と番号2の申請については、全員賛成のため「許可」とすることに決定する。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成10人 反対0人

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号2、番号3、番号4の申請については、全員賛成のため「許可相当」とすることに決定する。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成10人 反対0人

番号2の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成10人 反対0人

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1、番号2の申請については、全員賛成のため「許可相当」と

することに決定する。

議案第4号「農用地利用配分計画（案）に関する意見照会の件」については、原案に対し「支障なし」とすることに異議はございますか。  
(異議なし)

異議なしと認め、議案第4号「農用地利用配分計画（案）に関する意見照会の件」については「支障なし」とすることに決定する。

議長 会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和3年11月の定例会の閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川洋治

6番 吉田委員

吉田利政

7番 小久保委員

小久保彰

